

議員提出議案第2号

議会の権限に属する事項中、知事において専決処分すべき事項
指定の件の一部改正について

この議案を別紙のとおり提出する。

平成27年12月21日

安田優子

伊藤保

坂野経三郎

森雅幹

福田俊史

上村忠史

内田博長

浜崎晋一

前田八壽彦

広谷直樹

澤紀男

議会の権限に属する事項中、知事において専決処分すべき事項指定の件の一部改正について

議会の権限に属する事項中、知事において専決処分すべき事項指定の件（昭和39年3月26日議決）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>議会の権限に属する事項中、次の事項は地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、知事において専決処分することができる。</p> <p>(1) <u>道路法施行規則の一部を改正する規則（平成23年国土交通省令第60号）による改正前の道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第7条の2第1項に規定する路線の変更をし、又は廃止をすること。</u></p> <p>(2)～(9) 略</p>	<p>議会の権限に属する事項中、次の事項は地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の規定により、知事において専決処分することができる。</p> <p>(1) 道路法施行規則（昭和27年建設省令第25号）第7条の2第1項に規定する路線の変更をし、又は廃止をすること。</p> <p>(2)～(9) 略</p>